

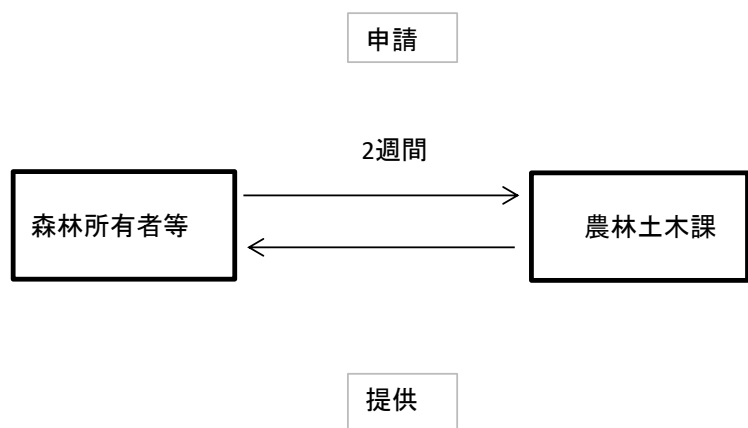
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 13

処 分 名	林地台帳情報の提供の申し出	
処 分 の 概 要	林地台帳又は地図の提供の申し出があった場合、林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、提供する。	
根 拠 法 令 名	森林法施行令(昭和26年政令第276号) 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)	
条 項	第10条 第104条の3	
所 管 課	農林土木課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間	
標準処理期間	計	2週間
審査基準	<p>「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日28林整計第395号)に基づき審査する。</p> <p>【根拠法令等】 森林法施行令 (台帳情報の提供) 第十条 市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することができる。 一 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者 二 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者 三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者 四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>森林法施行規則 (台帳情報の提供) 第百四条の三 令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書(一通)を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。 一 申出者の氏名又は名称及び住所 二 当該求めに係る森林の土地の所在及び地番 三 当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項に申出者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的 四 前三号に掲げるもののほか、市町村が必要と認める事項 2 前項の申出書には、申出者が令第十条第一号から第三号までに掲げる者であることを証する書面を添えなければならない。 3 市町村は、令第十条の求めがあった場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。 4 市町村は、前項の規定により林地台帳に記載された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付することができる。</p> <p>「林地台帳制度の運用について」(平成29年3月29日28林整計第395号)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請書の受付時に、認定決定の予定日を申請者にお知らせする。